

答 申

1 審査会の結論

埼玉県人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年12月21日付けで行った公文書部分開示決定について、別表3に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえず開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年11月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成29年1月1日から令和4年11月4日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）の表面並びに『災害発生状況及び原因』又は略図に関する添付資料」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として17件の文書（別表1の文書①から文書⑰までの文書。以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和4年12月21日付けで、別表2のとおり文書の一部を条例第10条第1号に該当するとして不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、実施機関は、同日付けで、本件開示請求のうち平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間に受け付けた労働者死傷病報告について、保存年限（3年）を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないとして、公文書不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和4年12月24日付けで、本件処分の取消

しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年3月7日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和5年4月17日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、令和5年6月15日に実施機関から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び不開示情報に該当しない部分の更なる開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 条例第10条第1号ただし書ハに該当するか否かの理由の提示

実施機関は、条例第10条第1号に該当する部分を開示しないとしている。同号柱書きに該当する情報であっても同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報は開示情報となる。しかし、実施機関は不開示とした部分が同号ただし書ハに該当するか否かの理由を提示していない。

イ 条例第10条第1号ただし書ハに該当する部分の更なる開示

労働者死傷病報告に記載された「被災労働者」は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員であるため、条例第10条第1号ただし書ハにおける「公務員等」に該当する。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とは、条例第10条第1号ただし書ハにおける「その職務の遂行に係る情報」である。

このため、実施機関が不開示とした部分のうち条例第10条第1号ただし書ハに該当する部分の更なる開示を求める。

ウ 事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数等の開示

労働者死傷病報告において、実施機関が開示しない情報とした「事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数」、「被災地の場所」、「報告書作成者氏名」、「図書館名」、「館長氏名」、「経験期間」及び「事業者職氏名」の全部ないし多くの部分には不開示情報に該当しない情報が含まれているものと思料する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第10条第1号ただし書ハに該当するか否かの理由の提示

本件処分は、不開示とした情報が条例第10条第1号ただし書イ、ロ又はハに該当せず、同号柱書きの「個人に関する情報」に該当すると判断したものであるから、本件処分の別紙2「開示しない情報及びその理由」欄に同号柱書きの「個人に関する情報」に該当する理由のみを記載したのであって、同号ただし書イ、ロ又はハに該当しない理由を記載する必要はない。

(2) 条例第10条第1号ただし書ハに該当する部分の開示

実施機関では、公文書開示決定等の判断を条例及び埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（平成20年2月22日埼玉県総務部長決裁。以下「審査基準」という。）に基づき行っている。

審査基準「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」の「1 個人に関する情報（条例第10条第1号）についての判断基準」の「（4）公務員等に関する情報の取扱いについて」のウによると、条例第10条第1号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。ただし、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は「職務の遂行に係る情報」に含まれない。

この基準に照らして判断すると、本件対象文書の内容である労働安全衛生規則第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内に

おける負傷、窒息又は急性中毒」とは、職員の傷病の内容のことであり職務の遂行に係る情報には当たらない。よって、本件処分で不開示とした部分は条例第10条第1号ただし書ハに該当しないため、不開示と判断したものである。

また、本件対象文書のうち、事業場の名称の中でも「高等学校」、「図書館」等事業場の属性に関する情報や、「災害発生状況及び原因」のように「職務の遂行に係る情報」に該当する情報は開示と判断した。

つまり、実施機関は、本件対象文書の内容を精査し、条例第10条第1号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」に該当する部分は開示し、条例第10条第1号柱書きの「個人に関する情報」に該当する箇所を最小限の範囲に絞って不開示と判断したものである。

(3) 本件処分で不開示と判断した部分とその判断の理由

「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「性別」は、条例第10条第1号に該当するため、不開示と判断した。

また、文書④の「別紙 写真の顔」、文書⑨の「傷病名及び傷病の部位」「災害発生状況」のうち黒塗り部分、文書⑫の「災害発生状況及び原因」1行目についても同様の理由から不開示とした。

「経験期間」は、被災職員の経験期間が明らかになれば、当該職員の近親者、地域住民、被災職員の所属が学校の場合は児童生徒等であれば保有しているか入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、被災職員の個人を識別するに至る可能性が高いことから、条例第10条第1号に該当するため、不開示と判断した。

「事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数」、「被災地の場所」、「報告書作成者氏名」、「図書館名」、「館長氏名」、「事業者職氏名」は、被災職員の所属が明らかになれば、当該職員の近親者、地域住民、被災職員の所属が学校の場合は児童生徒等であれば保有しているか入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、被災職員の個人を識別するに至る可能性が高い。よって、所属に関する情報であるこれらの情報は、条例第10条第1号に該当するため、不

開示と判断した。また、「印影」、「校長氏名」、「学校名」並びに文書①の「別紙『1 事故者』氏名」、「別紙『5 同時作業員』氏名」、「別紙『7 受診医院』医院名・所在地」及び「別紙『8 当日経過』内 館長・副館長の姓・医院名」、文書⑦の「別紙 作成者姓」、文書⑧の「労働者数」についても同様の理由から不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求

実施機関は、本件対象文書として別表1の文書①から文書⑰までの17件の文書を特定し、別表2のとおり文書の一部を条例第10条第1号に該当し不開示とする本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分の取消し及び不開示情報に該当しない部分の更なる開示を求めて審査請求を行ったものである。

そこで当審査会では、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 条例第10条第1号ただし書ハに該当するか否かの理由の提示

はじめに、実施機関は不開示とした部分が条例第10条第1号ただし書ハに該当するか否かの理由を提示していないとの審査請求人の主張について検討する。

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部

分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

このため、不開示情報とした理由について、実施機関がその根拠条文として条例第10条第1号と記載していれば、同号ただし書イ、ロ又はハに該当しないと判断した上で不開示情報としたことは明らかである。

本件処分における部分開示決定通知書の別紙には、不開示情報とした理由について、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、埼玉県情報公開条例第10条第1号に該当するため。」と記載されている。

当該部分開示決定通知書の別紙から実施機関が不開示情報とした理由は容易に認識することができるため、条例第10条第1号ただし書ハに該当するか否かの理由の提示までは必要ないと解される。

(3) 条例第10条第1号ただし書ハに該当する部分の更なる開示

次に、実施機関が不開示とした部分のうち条例第10条第1号ただし書ハに該当する部分の更なる開示を求めるとの審査請求人の主張について検討する。

ア 対象文書に記載された「被災労働者」

対象文書に記載された「被災労働者」は、県立高等学校、県立特別支援学校、県立図書館又は労働委員会事務局に勤務する職員であり、地方公務員法第2条に規定する地方公務員である。

よって、対象文書に記載された「被災労働者」は条例第10条第1号ただし書ハに規定する「公務員等」に該当するとする審査請求人の主張は、是認できる。

イ 条例第10条第1号ただし書ハにおける「その職務の遂行に係る情報」

次に、労働安全衛生規則第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「その職務の遂行に係る情報である」から、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示されてしかるべきであるとの審査請求人の主張について検討する。

条例第10条第1号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すると解される。

そして、対象文書に記載された負傷等に関する情報は職員が職務の遂行に伴い負傷等したものであるため、職務の遂行と密接に関係している情報である。

しかしながら、健康状態や病歴、障害の有無・程度など心身に関する情報は個人に関する情報として十全な保護を図る必要があり、公務員等であるかどうかにより保護すべき個人の権利利益の程度に差が生じるとは考えられない。

このため、同号ただし書ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を開示の対象としている一方、職員の人事管理上保有する健康情報等は公務員等の個人に関する情報として十全な保護を図る必要があり、「職務の遂行に係る情報」には含まれない、と解すべきである。

よって、本件対象文書に記載された負傷等に関する情報は条例第10条第1号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」に該当しない。

(4) 事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数等の開示

審査請求人は、「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「性別」程度を不開示とすることは妥当とするが、「事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数」、「被災地の場所」、「報告書作成者氏名」、「図書館名」、「館長氏名」、「経験期間」及び「事業者職氏名」の全部ないし多くの部分には不開示情報に該当しない情報が含まれている、と主張している。

このため、審査請求人が開示を求めているもののうち、実施機関が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 「事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数」等

実施機関は、被災労働者の所属が明らかになれば、当該被災労働者の近親者、地域住民、当該被災労働者の所属が学校の場合は児童生徒等であれば保有しているか入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、当該被災労働者個人を識別するに至る可能性が高い。よって、所属に関する情報であ

るこれらの情報は、条例第10条第1号に該当するため、当該情報を不開示と判断したものであると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

実施機関は、事業場の名称（施設名）を不開示とする一方、「県立高等学校」、「県立特別支援学校」、「県立図書館」と事業場の種類は開示している（新型コロナウイルス感染関係情報として報道発表している場合には事業場の名称を開示している。）。また、被災労働者の「職種」、「傷病名」、「傷病部位（文書⑨を除く。）」、「休業見込期間又は死亡日時」等を開示している。このため、事業場の名称が開示されれば、被災労働者の範囲が限定され、当該事業場周辺の地域住民、又は当該被災労働者の所属が学校の場合は生徒等であれば、その保有し、入手しうる情報を併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。したがって、「事業場の名称」は、条例第10条第1号に規定する不開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当する。

また、「事業場の名称」を特定させることができる以下の部分も、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

(ア) 「事業場の電話番号」、「事業場の所在地」、「事業者職氏名のうち黒塗り部分（学校名、図書館名）」、「印影」

(イ) 文書①

a 「労働者数」

県立図書館は2館（県立熊谷図書館・県立久喜図書館）のみであり、両館の労働者数の差が大きいため、労働者数を開示すると図書館名が特定されるおそれがある。

b 「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」

事業場の所在地、図書館名が記載されている。

c 別紙「7 受診医院」医院名・所在地、別紙「8 当日経過」内医院名
医院名、所在地から図書館名が特定されるおそれがある。

(ウ) 文書④の「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」
学校名が記載されている。

(エ) 文書⑥の「被災地の場所」
学校名が記載されている。

(オ) 文書⑦の「被災地の場所」
学校名が記載されている。

(カ) 文書⑧の「労働者数」

県立図書館は2館（県立熊谷図書館・県立久喜図書館）のみであり、両館の労働者数の差が大きいため、労働者数を開示すると図書館名が特定されるおそれがある。

(キ) 文書⑩の「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」
学校名が記載されている。

イ 職員の氏名

実施機関は、報告書作成者氏名、館長氏名、事業者職氏名など職員の氏名を開示することにより被災労働者の所属が明らかになれば、当該被災労働者の近親者、地域住民、当該被災労働者の所属が学校の場合は児童生徒等であれば保有しているか入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、当該被災労働者個人を識別するに至る可能性が高い。よって、所属に関する情報であるこれらの情報は、条例第10条第1号に該当するため、当該情報を不開示と判断したものであると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

はじめに、実施機関が、報告書作成者氏名、館長氏名、事業者職氏名など職員の氏名を不開示情報としている箇所を調べてみると、次のとおりである。

・文書①

報告書作成者職氏名のうち主事氏名、事業者職氏名のうち図書館長氏名、同時作業者の司書氏名、当日経過の内容欄に記載された館長・副館長の姓

・文書③

報告書作成者職氏名のうち事務長氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書④

報告書作成者職氏名のうち事務長氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書⑤

報告書作成者職氏名のうち教頭氏名、事業者職氏名のうち特別支援学校長氏名

・文書⑥

報告書作成者職氏名のうち事務室長氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書⑦

報告書作成者職氏名のうち教頭氏名、事業者職氏名のうち特別支援学校長氏名、別紙の作成者である教頭の姓

・文書⑧

報告書作成者職氏名のうち担当課長氏名、事業者職氏名のうち図書館長氏名

・文書⑨

報告書作成者職氏名のうち事務長氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書⑩

報告書作成者職氏名のうち事務室長氏名、事業者職氏名のうち特別支援学校長氏名

・文書⑪

報告書作成者職氏名のうち教頭氏名、事業者職氏名のうち特別支援学校長氏名

・文書⑮

報告書作成者職氏名のうち教頭氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書⑯

報告書作成者職氏名のうち事務長氏名、事業者職氏名のうち高等学校長氏名

・文書⑰

報告書作成者職氏名のうち校長氏名、事業者職氏名のうち特別支援学校長氏名

実施機関は、被災労働者を識別するに至る可能性が高い「他の情報」として埼玉県職員録が公開されていると説明する。そこで、埼玉県職員録が「他の情報」に該当するか検討する。

埼玉県職員録には知事部局、行政委員会、教育局等における職員の氏名、職名等が所属別に掲載されている。ただし、県立高等学校、県立特別支援学校に掲載されている職員は校長、副校長、教頭、事務長等の事務職員に限られており、校長、副校長、教頭以外の教員の氏名は掲載されていない。埼玉県職員録は県庁にある県政情報センター内の県政資料コーナー（以下「県政資料コーナー」という。）又は県内に7箇所ある地域振興センターにおいて閲覧又は貸出しているが、現年度分に限られている。

県立高等学校、県立特別支援学校に勤務している職員の氏名、職名等は、各学校が作成している学校要覧に掲載されている。現年度及び過去10年分の学校要覧は県政資料コーナーにおいて閲覧又は貸出（現年度分は閲覧のみ）している。

県立図書館（県立熊谷図書館・県立久喜図書館）に勤務している職員の氏名、職名等は、県立熊谷図書館が作成している要覧に掲載されている。県立図書館内では希望者から申出があった場合に限り閲覧対応をしている。県政資料コーナーでは現年度及び過去10年分の要覧を閲覧又は貸出している。

審査基準「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」の「1 個人に関する情報（条例第10条第1号）についての判断基準」の「（1）特定の個人を識別することができる情報等（条例第10条第1号本文）について」のエによると、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、条例第10条第1号の規定が適用される。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

この審査基準に照らして判断すると、県政資料コーナーで閲覧又は貸出している埼玉県職員録等の記載内容は「図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報」に当たり、照合の対象となる「他の情報」に該当する。このため、職員の氏名が開示されれば、埼玉県職員録等と照合することにより当該職員の所属、ひいては被災労働者の所属が特定される。

被災労働者の所属が特定されれば、当該所属周辺の地域住民、又は当該被災労働者の所属が学校の場合は生徒等であれば、その保有し、入手しうる情報を併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。したがって、職員の氏名は、条例第10条第1号に規定する不開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当する。

ウ 文書④の災害発生状況図に添付されている写真の中の高等学校職員（被災職員以外の職員）の顔写真

実施機関は、職員の顔写真は条例第10条第1号に該当するため不開示と判断したものであると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

職員の顔写真は特定の個人を識別することができる情報であるが、当該写真は、労働者死傷病報告を作成するに当たって災害発生時の状況を図示するため職員が写された写真であることから、条例第10条第1号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」に当たる。

しかしながら、職員の顔写真が開示されれば、当該職員の所属する高等学校周辺の地域住民、又は当該高等学校の生徒等は、当該職員の所属、ひいては被災労働者の所属を特定することができる。

被災労働者の所属が特定されれば、当該所属周辺の地域住民、又は当該被災労働者の所属する高等学校の生徒等であれば、その保有し、入手しうる情報を併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。したがって、職員の顔写真は、条例第10条第1号に規定する不開示情報

(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの)に該当する。

エ 「経験期間」

実施機関は、被災労働者の経験期間が明らかになれば、当該被災労働者の近親者、地域住民、当該被災労働者の所属が学校の場合は児童生徒等であれば保有しているか入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、当該被災労働者個人を識別するに至る可能性が高いことから、条例第10条第1号に該当するため、当該情報を不開示と判断したものであると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

対象文書のうち、「経験期間」欄を不開示情報としている文書は、文書①、文書②、文書④、文書⑥、文書⑦、文書⑫、文書⑬、文書⑭、文書⑮、文書⑯及び文書⑰である。

このうち、事業場の名称が開示されているものは、文書②、文書⑫、文書⑬及び文書⑭である。事業場の名称が開示されていないものは、文書①、文書④、文書⑥、文書⑦、文書⑮、文書⑯及び文書⑰である。

はじめに、事業場の名称が開示されている文書に記載されている「経験期間」について検討する。

事業場の名称が開示されているため、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなっていると考えられるところ、被災労働者の経験期間が開示されれば、当該事業場周辺の地域住民、又は当該被災労働者の所属が学校の場合は生徒等であれば、その保有し、入手しうる情報を併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。したがって、「経験期間」は、条例第10条第1号に規定する不開示情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの)に該当する。

次に、事業場の名称が開示されていない文書に記載されている「経験期間」について検討する。

個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となり、

構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられる。そこで、対象文書ごとに対象となる集団の規模を調べてみると、次のとおりである。

文書①の被災労働者は令和4年度に県立図書館で勤務していた司書であるが、県全体の司書の数は2図書館76人である（令和4年度要覧）。

文書④の被災労働者は令和3年度に県立高等学校に勤務していた実習助手であるが、県全体の実習助手の数は394人である（令和3年度埼玉県学校便覧）。

文書⑥の被災労働者は令和3年度に県立高等学校に勤務していた教諭であるが、県全体の教諭の数は139校7,010人である（令和3年度埼玉県学校便覧）。

文書⑦の被災労働者は令和3年度に県立特別支援学校に勤務していた教諭であるが、県全体の教諭の数は43校3,818人である（令和3年度埼玉県学校便覧）。

文書⑮の被災労働者は令和2年度に県立高等学校に勤務していた教諭であるが、県全体の教諭の数は139校7,074人である（令和2年度埼玉県学校便覧）。

文書⑯の被災労働者は令和元年度に県立高等学校に勤務していた養護教諭であるが、県全体の養護教諭の数は139校240人である（令和元年度埼玉県学校便覧）。

文書⑰の被災労働者は平成30年度に県立特別支援学校に勤務していた教諭であるが、県全体の教諭の数は40校3,639人である（平成30年度埼玉県学校便覧）。

上記のとおり、県立図書館、県立高等学校、県立特別支援学校という施設の種別及び職種は開示されているものの、対象となる集団の規模が大きいため、被災労働者の経験期間を開示しても当該被災労働者個人を識別することができない。したがって、事業場の名称が開示されていない文書に記載されている「経験期間」については開示すべきである。

オ 文書⑨の「傷病名及び傷病の部位」及び「災害発生状況」のうち黒塗り部分
実施機関は、「傷病名及び傷病の部位」及び「災害発生状況」のうち黒塗り部分から、被災労働者の性別を特定することができる。性別は条例第10条第1号に該当するため、当該情報を不開示と判断したものであると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

はじめに、当審査会において不開示情報について見分したところ、開示すると被災労働者の性別が特定される情報であることが認められる。

次に、個人識別性について検討する。

被災労働者は令和3年度に県立高等学校に勤務していた教諭であるが、県全体の教諭の数は139校7,010人である（令和3年度埼玉県学校便覧）。上記のとおり、県立高等学校及び教諭という施設の種別及び職種は開示されているものの、対象となる集団の規模が大きいため、性別を特定できる「傷病名及び傷病の部位」及び「災害発生状況」のうち黒塗り部分を開示しても当該被災労働者個人を識別することができない。したがって、文書⑨の「傷病名及び傷病の部位」及び「災害発生状況」のうち黒塗り部分については開示すべきである。

カ 文書⑫の「災害発生状況及び原因」1行目の黒塗り部分

実施機関は、「災害発生状況及び原因」1行目の黒塗り部分を開示することで、被災労働者の担当する科目を特定することができる。被災労働者の担当科目が明らかになれば、当該被災労働者の近親者若しくは地域住民又は当該被災労働者の所属する学校の生徒等であれば保有しているか、入手可能であると通常考えられる「他の情報」と照合することにより、当該被災労働者個人を識別するに至る可能性が高くなると主張している。

この実施機関の主張について検討する。

はじめに、当審査会において不開示情報について見分したところ、開示すると被災労働者の担当科目が特定される情報であることが認められる。

次に、個人識別性について検討する。

文書⑫は、県立深谷第一高等学校に勤務する教諭が新型コロナウイルス感染症

による肺炎にかかったことを報告したものである。学校名が開示されているため、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなっていると考えられるところ、被災労働者の担当科目が明らかになれば、県立深谷第一高等学校周辺の地域住民、又は当該高等学校の生徒等であれば、その保有し、入手する情報を併せ照合することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。したがって、文書⑫の「災害発生状況及び原因」1行目の黒塗り部分は、条例第10条第1号に規定する不開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当する。

(5) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦 (令和5年3月31日まで)、原島 良成 (令和5年4月1日から)、
松前 恵環 (令和5年6月30日まで)、松村 好恵 (令和5年7月1日から)、
南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 3月 7日	諮問(諮問第340号)を受け、弁明書の写しを受理
令和5年 3月27日	審議 (第二部会第166回審査会)
令和5年 4月17日	実施機関から意見聴取及び審議 (第二部会第167回審査会)
令和5年 5月26日	審議 (第二部会第168回審査会)
令和5年 6月15日	実施機関から意見書を受理
令和5年 6月23日	審議 (第二部会第169回審査会)
令和5年 7月20日	審議 (第二部会第170回審査会)
令和5年 8月25日	審議 (第二部会第171回審査会)
令和5年 8月31日	答申

別表 1 (対象文書)

文書番号	公文書の名称
文書①	令和 4年 7月 29日付け 労働者死傷病報告
文書②	令和 4年 7月 4日付け 労働者死傷病報告 (戸田かけはし高等特別支援学校)
文書③	令和 4年 4月 25日付け 労働者死傷病報告
文書④	令和 4年 3月 2日付け 労働者死傷病報告
文書⑤	令和 4年 1月 14日付け 労働者死傷病報告
文書⑥	令和 3年 10月 27日付け 労働者死傷病報告
文書⑦	令和 3年 10月 14日付け 労働者死傷病報告
文書⑧	令和 3年 7月 2日付け 労働者死傷病報告 (図書館)
文書⑨	令和 3年 7月 5日付け 労働者死傷病報告
文書⑩	令和 3年 7月 2日付け 労働者死傷病報告 (特別支援学校)
文書⑪	令和 3年 7月 12日付け 労働者死傷病報告
文書⑫	令和 3年 1月 22日付け 労働者死傷病報告 (県立深谷第一高等学校)
文書⑬	令和 3年 1月 26日付け 労働者死傷病報告 (埼玉県立川口高等学校)
文書⑭	令和 2年 9月 29日付け 労働者死傷病報告 (埼玉県労働委員会事務局)
文書⑮	令和 2年 8月 20日付け 労働者死傷病報告
文書⑯	令和 2年 4月 15日付け 労働者死傷病報告
文書⑰	令和 元年 5月 13日付け 労働者死傷病報告

別表2（開示しない情報及びその理由）

文書番号	開示しない情報	その理由
<p>文書①</p>	<p>・事業場の名称・電話番号・所在地・労働者数、被災地の場所、報告書作成者氏名、図書館名、館長氏名、別紙「1 事故者」氏名、別紙「5 同時作業員」氏名、別紙「7 受診医院」医院名・所在地、別紙「8 当日経過」内館長・副館長の姓・医院名</p>	<p>・事業場の名称その他の情報から罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p>
	<p>・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間</p>	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p>
<p>文書② 戸田かけはし高等特別支援学校</p>	<p>・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間</p>	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>※事業場の名称は、新型コロナウイルス感染関係情報として報道機関に提供済みのため開示。</p>
<p>文書③</p>	<p>・事業場の名称・電話番号・所在地、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分</p>	<p>・事業場の名称その他の情報から罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p>
	<p>・被災労働者の氏名・性別・年齢</p>	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1</p>

		号に該当するため。
文書④	・事業場の名称・電話番号・所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間、別紙写真の顔	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑤	・事業の名称・電話番号・事業場の所在地、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業の名称その他の情報から罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・年齢	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑥	・事業場の名称・電話番号・所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・生年	・個人に関する情報であって、特

	月日・年齢・経験期間	定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑦	・事業場の名称・電話番号・所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分、別紙 作成者姓	・事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑧ 図書館	・事業の名称・電話番号・事業場の所在地、労働者数、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・年齢	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑨	・事業の名称・電話番号・事業場の所在地、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を

		識別することができることとなる場合のものを含む。) であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・年齢、「傷病名及び傷病の部位」「災害発生状況」のうち黒塗り部分	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
文書⑩ 特別支援学校	・事業の名称・電話番号・事業場の所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・年齢	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
文書⑪	・事業の名称・電話番号・事業場の所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分	・事業の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・年齢	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第 10 条第 1 号に該当するため。
文書⑫	・被災労働者の氏名・性別・生年	・個人に関する情報であって、特

<p>県立深谷第一高等学校</p>	<p>月日・年齢・経験期間、「災害発生状況及び原因」1行目</p>	<p>定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>※事業場の名称は、新型コロナウイルス感染関係情報として報道機関に提供済みのため開示。</p>
<p>文書⑬ 埼玉県立川口高等学校</p>	<p>・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間</p>	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>※事業場の名称は、新型コロナウイルス感染関係情報として報道機関に提供済みのため開示。</p>
<p>文書⑭ 埼玉県労働委員会事務局</p>	<p>・被災労働者の氏名・生年月日・年齢・経験期間</p>	<p>・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p> <p>※事業場の名称・被災労働者の性別・年代は、新型コロナウイルス感染関係情報として報道機関に提供済みのため開示。</p>
<p>文書⑮</p>	<p>・事業場の名称・電話番号・所在地、報告書作成者氏名、高等学校名、校長氏名、印影</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に罹患した職員の有無を公表していない事業場について、事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。</p>
	<p>・被災労働者の氏名・性別・生年</p>	<p>・個人に関する情報であって、特</p>

	月日・年齢・経験期間	定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑩	・事業場の名称・電話番号・所在地、被災地の場所、報告書作成者氏名、事業者職氏名のうち黒塗り部分、印影	・事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
文書⑪	・事業場の名称・電話番号・所在地、報告書作成者氏名、学校名、校長氏名、印影	・事業場の名称その他の情報は罹患した職員個人の特定につながるおそれがあるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。
	・被災労働者の氏名・性別・生年月日・年齢・経験期間	・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる場合のものを含む。）であり、条例第10条第1号に該当するため。

別表 3 (開示すべき情報)

文書番号	開示すべき情報
文書①	・ 経験期間
文書④	・ 経験期間
文書⑥	・ 経験期間
文書⑦	・ 経験期間
文書⑨	・ 「傷病名及び傷病の部位」及び「災害発生状況」のうち黒塗り部分
文書⑮	・ 経験期間
文書⑯	・ 経験期間
文書⑰	・ 経験期間